

離島にも忍び寄る外資の手 - 水際でも進む「国土侵食」 - 選択、選抜出版刊 2010年6月号を読む

離島にも忍び寄る外資の手 - 水際でも進む「国土侵食」

1. 島嶼部が狙われている

(1) 土地問題の専門家は言う。

「水源林や海岸をはじめとする沿岸域、無人島など島嶼部は、いわば公共的空間です。本来であれば公的管理下に置くのが筋。それに将来の用地買収の難しさ(日本の私権の強さ)を考慮すれば、国・自治体が保有する用地としておくべきです」

(2) 国土管理上、過疎地の海岸部では警官等が常駐していないため、密貿易、不法入国、漁船の不法操業の警戒監視など、治安警備面で迅速に対応できない状況が現実にある。特に国境の海岸部においては、国際犯罪に加え、感染症の脅威も少なくない。しかも、そこに他国の新しい居住者たちが定住し、日本人島民が逃げ出していった場合、島の状況を常時把握することは困難になるどころか、いわば治外法権化し、国防上の懸念が増大することはいうまでもない。島嶼部の喪失は、そうした懸念につながる重大な事態なのだ。

2. 「水際」に鈍感な日本

(1) EU諸国はどうしているか。

イギリスの海岸部には自然保護のためのトラストや国有地が多い。自然保護区として指定され、国や地域住民によってガバナンスがなされている。昨年11月には海洋・海岸アクセス法を制定し、海洋管理機関の設立も決めた。

(2) またフランスは、その土地制度を明治政府がお手本にした国だが、現在、土地の取得が禁止される保護地域(公共用地)が増えており、特に海浜部についてそうした動きが目立っている。名目は環境保護だが、実質は治安面での配慮という観点も暗黙裏に加わっていると考えられる。欧州では、国境そのものに鈍感でいるわけにはいかず、有事という地政学上のリスクも想定した海岸部の保全が進められている。

(3) 隣国の韓国も、海については熱心である。韓国は外国人土地法によって、島嶼地域等の海岸部について特別な配慮をしている。同法によって海岸部の相当数は、許可がなければ土地売買ができないことになっている。

(4)これに対し、我が国は離島にとどまらず、水際の管理意識も危うい。5年ほど前、売れずに空洞化していた東京湾岸の埋立地を処分しようと国や自治体が必死の販売努力を続けていたが、それが最近、めでたく売却処分されたことがわかった。使用・占有しているのは大陸系のコンテナ業者だという。こうした外国資本の所有を無条件に許せば、「いずれ用地が占有され主権が及ばなくなる。あまりにも無防備」(土地問題研究家)との指摘もある。厳しい財政事情の下、自治体が購入条件などを次々と緩和していくとするなら、その指摘も決して杞憂とは言い切れまい。

(5)確実に進行する少子高齢化社会を考えれば、外資の招致は日本経済の発展に不可欠であることは議論をまたない。安易な「外資脅威論」には与すべきではないが、世界に冠たる海洋大国にしては、国家の外縁部たる離島に対する危機管理意識はあまりに希薄だ。

(6)冒頭紹介した件の島関係者は、熱烈なる中国側のアプローチにこう応えたという。

「国情が異なるので信頼関係の構築が第一。介護施設研修などは島の生活環境からしても適地。実現に向けて基礎をつくきましょう。」

無防備なまでに歓迎の様子だ。

P110

[コメント]

日本国の主権を構成する領土・領海をどう守るかは、日本の安全保障の上で基本中の基本だ。なぜそのような重要な国益を大切にしないのか。筆者の指摘はあまりにも正しい。

- 2010年6月1日 林明夫記 -